$\bigcirc$ 

に関する指針(平成二十年厚生労働省告示第三百十二号)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施

(傍線部分は改正部分)

| 改正案                             | 現                              |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 第三 資格取得後の就労                     | 第三 資格取得後の就労                    |
| 一 (略)                           | 一 (略)                          |
| 二 インドネシア人介護福祉士の就労               | 二 インドネシア人介護福祉士の就労              |
| 1 (略)                           | 1 (略)                          |
| 2 インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件     | 2 インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件    |
| インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受     | インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受    |
| 入れ機関が当該インドネシア人介護福祉士を介護福祉士試験の    | 入れ機関が当該インドネシア介護福祉士を介護福祉士試験の受   |
| 受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設で    | 験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であ   |
| あって、次の()から(3)までに掲げる要件を満たしているもので | って、次の⑴から⑷までに掲げる要件を満たしているものでな   |
| なければならない。                       | ければならない。                       |
| (削る)                            | (1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するイ |
|                                 | ンドネシア人介護福祉士を、利用者の居宅においてサービス    |
|                                 | を提供する業務に従事させないこと。              |
| (1) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看  | ② 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看   |
| 護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人     | 護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人    |
| 看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の     | 看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の    |
| 受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の     | 受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の    |
| 行為をしたことがない機関により設立されたものであるこ      | 行為をしたことがない機関により設立されたものであるこ     |
|                                 |                                |

| 3 (略) | ものであること。 | られた必要な協力を拒んだことがない機関により設立された | 3) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求め                    | 延させたことがない機関により設立されたものであること。 | (2) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅 | と。 |
|-------|----------|-----------------------------|--|-----------------------------|--------------------------------|----|
| 3 (略) | ものであること。 | られた必要な協力を拒んだことがない機関により設立された | <ul><li>(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求め</li></ul> | 延させたことがない機関により設立されたものであること。 | (3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅 | と。 |